

(大臣ブリーフ用資料)

在韓被爆者渡日治療について

61.7.28

北東アジア課

1. 渡日治療の現状

在韓韓国人原爆被爆者は、昭和56年12月の日韓両国関係当局間（日本側：厚生省、韓国側：保健社会部）の合意書（参考1）に基づき、毎年来日し、広島及び長崎の原爆病院で治療を受けてきた。

(1) 実績	57年から60年までに	270人
	61年	84人（予定）
	計	354人

(2) 経費（細部については参考2）

- ・医療費 日本政府負担（原爆医療法を適用）
- ・渡航費 韓国政府負担

(3) 存在韓国人被爆者数

- ・政府推定2～3千人（韓国政府が住所を確認した者830人）
- ・韓国被爆者協会によると（推定）約2万人

2. 合意書の継続問題

- (1) 渡日治療については、本年11月の期限切れ（合意書の有効期限5年）を控え、昨年10月より累次にわたりわが方より継続の方向で対韓申し入れ。

(2) これに対し、本年6月韓国政府より、(イ)比較的重傷であると考えられる患者は渡日治療を受けたこと、(ロ)韓国国内の医療水準が向上したこと等の理由により、合意書の延長の意向はない旨の回答あり。

(3) 上記韓国側回答に接し、我が方としては現行合意書継続の方向で韓国政府に引き続き働きかけを行うこととし、本年7月、当省及び厚生省の担当官を韓国に派遣。

その際「現行合意書を延長する考えはない」との韓国側立場に変更はなかったが、対外説明振りとしては当面「両国間の折衝は継続している」とのラインとすることで合意。

(意見交換の要旨については、参考3)

(参考1)

在韓原爆被爆者渡日治療実施に関する合意書

大韓民国保健社会部と日本国厚生省は、大韓国内に居住する在韓原爆被爆者の渡日治療のため、次の如く合意する。

記

- 1 渡日治療対象者は、厚生省が予め指定する医療機関に入院するものとする。
- 2 渡日治療対象者に対しては、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）に基づき、渡日後直ちに被爆者健康手帳を交付する。
- 3 渡日治療者の入院期間は、2ヶ月以内を原則とし、担当医師が治療上必要と認定する場合には、厚生省の同意を得て延長することが出来る。ただし、入院期間は最長6ヶ月間とする。
- 4 入院医療機関の長が渡日治療者の退院決定をしようとする時には、予め厚生省の許可を得ねばならないし、厚生省は退院決定事項（退院及び帰国日時）を退院10日前までに、駐日韓国大使館に通報する。
- 5 渡日治療者に対する帰国手続及び案内は、駐日韓国大使館が担当する。
- 6 渡日被爆者を治療した医療機関の長は、その診療記録と退院後の診療指針意見書を当該患者又は韓国政府に交付する。
- 7 渡日治療に要する経費は、両国政府が次の如く分担する。
 - (1) 大韓民国政府は渡日治療患者の往復旅費を負担する。
 - (2) 日本国政府は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和43年法律第53号）の規定に基づき、渡日治療者の入院治療期間中の医療の給付及び健康管理手当、特別手当等各种手当を支給する。
- 8 渡日治療者に対する滞日中の身元保証は、駐日韓国大使館がこれを担当する。
- 9 渡日治療対象者及び渡日治療の時期については、保健社会部の要請に応じ、相互に協議して決定する。
- 10 この合意書は、1981年12月1日から効力を生じ、5年間効力を有する。

1981年12月1日

大韓民国保健社会部 医政局長

日本国 厚生省 公衆衛生局長 大谷 藤郎

(参考2)

経費の細部

1. 医療費（100人が2ヶ月入院した場合の年間費用）

（1）60年度認定疾病入院医療費実績額による医療費

7,080万円（1人月額353,593円）

（2）61年度健康管理手当

544万円（1人月額27,200円）

計 7,624万円

（注）渡日治療者の入院期間は、2ヶ月以内を原則とし、（中略）
最長6ヶ月とする。（合意書第2項）

2. 渡航費（往復の旅費等）

1,500万円（1人当たり15万円として100人分）

在韓被爆者の渡日治療に関する韓国政府との意見交換要旨

1. 日時 昭和61年7月22日 保健社会部 9:30～12:00
外務部 14:00～14:30

2. 出席者 日本厚生省保健医療局 羽毛田
外務省アジア局 萩原
在韓日本大使館 民辻
韓国保健社会部医政局長 李晟雨
地域医療課長 李供允
外務部亜州局東北亜一課長 金竜圭

3. 結果の概要

(1) 「渡日治療は人道的見地から今日まで続けてきて、相当の効果もあげており、継続について在韓被爆者等からの要望も強いので、継続したい。」との日本政府の意向をあらためて伝えた。

(2) これに対し「韓国政府としては継続する考えはない。」旨の意向が明確に述べられた。

(理由)

ア. 渡日治療が真に必要な患者についてはほぼこの5年間で治療を受けたと考えられること。

イ. 今後については、むしろ韓国国内の治療体制整備によって対応することが可能であり、望ましいと考えること。

(注) 上記ア、イの理由からであって、渡航費用の韓国政府負担が延長のネックではない旨を明言。

対外説明ぶりについては、韓国政府の延長せずとの意向は明らかにするも、日本政府は延長したいとの意向をもっているため、折衝は継続していることにするという点については、韓国政府も了解した。

(3) 韓国政府も、以下の点については、今後、検討、協議の余地がある旨を表明。

ア. 今後、真に原爆に起因し、渡日治療によらなければ対応できないケースが生じた場合については、民間団体ベースでの渡日治療は考えられる。そのための政府間での覚え書き等について協議したい。

イ. 今後、韓国が原爆の治療体制を整備していくにあたり必要となれば、専門医の研修等の面で日本に協力してもらうことは考えられる。